

2026年度

学 生 便 覧

岡 山 大 学 歯 学 部

2026(令和8)年度 歯学部専門教育科目授業日程計画(※全学交流科目を除く)

月	曜日							備 考	月	曜日							備 考	
	日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土		
4 月				1	2	3	4	2日 入学式 3日 第1学期授業開始 29日 昭和の日	10 月					1	2	3	1日 第3学期開始 1日 秋季入学者入学式 12日 スポーツの日 10月30日～ 大学祭 11月2日 ※10/30,11/2臨時休業	
	5	6	7	8	9	10	11			4	5	6	7	8	9	10		
	12	13	14	15	16	17	18			11	12	13	14	15	16	17		
	19	20	21	22	23	24	25			18	19	20	21	22	23	24		
	26	27	28	29	30					25	26	27	28	29	30	31		
5 月						1	2	注:7日 火曜日の授業を行う 注:8日 水曜日の授業を行う 3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日 6日 振替休日	11 月	1	2	3	4	5	6	7	3日 文化の日 注:4日 月曜日の授業を行う 注:19日 月曜日の授業を行う 23日 勤労感謝の日	
	3	4	5	6	7	8	9			8	9	10	11	12	13	14		
	10	11	12	13	14	15	16			15	16	17	18	19	20	21		
	17	18	19	20	21	22	23			22	23	24	25	26	27	28		
	24	25	26	27	28	29	30			29	30							
	31																	
6 月		1	2	3	4	5	6	5日 第2学期開始	12 月			1	2	3	4	5	4日 第4学期開始 25日～1月4日 冬季休業	
	7	8	9	10	11	12	13			6	7	8	9	10	11	12		
	14	15	16	17	18	19	20			13	14	15	16	17	18	19		
	21	22	23	24	25	26	27			20	21	22	23	24	25	26		
	28	29	30							27	28	29	30	31				
7 月				1	2	3	4	7日 CBT 18日 OSCE 20日 海の日 28日 CBT追再試験 注:22日 月曜日の授業を行う 注:24日 水曜日の授業を行う	1 月						1	2	1日 元日 11日 成人の日 注:12日 月曜日の授業を行う 注:13日 金曜日の授業を行う 15日 共通テスト実施に伴う臨時休講 16,17日 大学入学共通テスト	
	5	6	7	8	9	10	11			3	4	5	6	7	8	9		
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16		
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23		
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29	30		
										31								
8 月							1	8日 OSCE追再試験 9日 オープンキャンパス 11日 山の日	2 月			1	2	3	4	5	6	注:5日 木曜日の授業(試験)を行う 11日 建国記念の日 23日 天皇誕生日 25,26日 一般選抜(前期日程)
	2	3	4	5	6	7	8			7	8	9	10	11	12	13		
	9	10	11	12	13	14	15			14	15	16	17	18	19	20		
	16	17	18	19	20	21	22			21	22	23	24	25	26	27		
	23	24	25	26	27	28	29			28								
	30	31																
9 月			1	2	3	4	5	21日 敬老の日 22日 国民の休日 23日 秋分の日 25日 学位記等授与式	3 月			1	2	3	4	5	6	21日 春分の日 22日 振替休日 25日 学位記等授与式
	6	7	8	9	10	11	12			7	8	9	10	11	12	13		
	13	14	15	16	17	18	19			14	15	16	17	18	19	20		
	20	21	22	23	24	25	26			21	22	23	24	25	26	27		
	27	28	29	30						28	29	30	31					
第1学期計	8	8	8	8	8	8	授業週数(含試験)	第3学期計	8	8	8	8	8	授業週数(含試験)				
第2学期計	8	8	8	8	8	8		第4学期計	8	8	8	8	8					

第1学期 4月1日～6月4日

第2学期 6月5日～8月10日

第3学期 10月1日～12月3日

第4学期 12月4日～2月14日

試験期間

休業日及び臨時休講を示す。

他の曜日の授業を行う日を示す。

気象警報等により休講とした場合の補講日を示す。

※補講については、授業担当教員が指定した日に行う。

2026年度行事予定表

1年次		2年次		3年次	
4/2	入学式 新入生オリエンテーション				
4/3	1学期授業開始	4/3	1学期授業開始	4/3	1学期授業開始
5/29	試 験	5/29	試 験	5/29	試 験
∫		∫		∫	
6/4	1学期授業終了	6/4	1学期授業終了	6/4	1学期授業終了
6/5	2学期授業開始	6/5	2学期授業開始	6/5	2学期授業開始
7/28	試 験	7/28	試 験	7/28	試 験
∫		∫		∫	
8/3	2学期授業終了	8/3	2学期授業終了	8/3	2学期授業終了
8/11	夏季休業	8/11	夏季休業	8/11	夏季休業
∫		∫			
9/30		9/30		9/30	
10/1	3学期授業開始	10/1	3学期授業開始	10/1	3学期授業開始
10/30~11/2	大学祭 ※10/30,11/2臨時休業	10/30~11/2	大学祭 ※10/30,11/2臨時休業	10/30~11/2	大学祭 ※10/30,11/2臨時休業
11/27	試 験	11/27	試 験	11/27	試 験
∫		∫		∫	
12/3	3学期授業終了	12/3	3学期授業終了	12/3	3学期授業終了
12/4	4学期授業開始	12/4	4学期授業開始	12/4	4学期授業開始
12/25	冬季休業	12/25	冬季休業	12/25	冬季休業
∫		∫			
1/4		1/4		1/4	
1/5		1/5		1/5	
2/5	試 験	2/5	試 験	2/5	試 験
∫		∫		∫	
2/12	4学期授業終了	2/12	4学期授業終了	2/12	4学期授業終了
2/15	春季休業	2/15	春季休業	2/15	春季休業
∫		∫			
3/31		3/31		3/31	

4年次		5年次		6年次		
				4/1	診療参加型 臨床実習 *夏季休業は 担当教員より指示 [2班に分けて実施]	総合 歯学 演習
4/3	1学期授業開始	4/3	1学期授業開始			
5/29	試 験	5/29	試 験			
5/29 ∩ 6/4	1学期授業終了	6/4	1学期授業終了			
6/5	2学期授業開始	6/5	2学期授業開始			
		6/26~	試 験			
7/28	試 験	7/3	臨床技能実習			
7/28 ∩ 8/3	2学期授業終了	7/31	共用試験 (CBT, OSCE)			
8/11	夏季休業	8/11	夏季休業			
8/11 ∩ 9/30		8/31		9/30		
10/1	3学期授業開始	9/1	診療参加型 臨床実習	10/2	総合歯学演習	
10/30~11/2	大学祭 ※10/30,11/2臨時休業					
11/27	試 験					
11/27 ∩ 12/3	3学期授業終了					
12/3	4学期授業開始	12/28				
12/4						
12/25	冬季休業	12/29	冬季休業	12/25	冬季休業	
12/25 ∩ 1/4		1/3		1/4		
1/4		1/4	診療参加型 臨床実習	1月下旬	歯科医師 国家試験	
2/5	試 験					
2/5 ∩ 2/12	4学期授業終了					
2/12	春季休業					
2/15						
2/15 ∩ 3/31		3/31		3/25	卒業式	

目 次

1	沿 革	1
2	岡山大学学則	4
3	岡山大学歯学部規程	18
4	岡山大学学部共通規程	31
5	歯学部試験内規	33
6	学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて	35
7	歯学部履修要領	49
8	成績評価異議申立に関する要項	56
9	岡山大学歯学部大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せ	58
10	「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム」について	61
11	一般周知事項	62
12	歯科医師国家試験	69
13	教員名簿	71
14	顧問教員・留学生アドバイザー	75
15	鹿田地区建物配置図	76
16	講義室等平面図	77

1. 沿革

1. 歯学部

- 昭和 52 年 4 月 創設準備室設置
- 昭和 52 年 4 月 創設準備室長に杉村事務局長を併任発令
- 昭和 53 年 4 月 創設準備室長事務取扱に稲臣医学部長が就任
- 昭和 53 年 5 月 創設準備室長に西嶋克巳教授が就任
- 昭和 54 年 10 月 歯学部設置
- 昭和 54 年 10 月 初代学部長に西嶋克巳教授が就任
- 昭和 54 年 10 月 口腔外科学講座設置
- 昭和 55 年 4 月 第1期生受入れ(定員 80 名)
- 昭和 55 年 4 月 口腔解剖学講座, 口腔生理学講座, 歯科矯正学講座及び歯科放射線学講座設置
- 昭和 56 年 4 月 口腔生化学講座, 口腔病理学講座, 口腔細菌学講座, 歯科保存学講座及び歯科補綴学講座設置
- 昭和 56 年 10 月 学部長に西嶋克巳教授が再任
- 昭和 56 年 12 月 学部校舎及び附属病院棟新営工事竣工
- 昭和 57 年 4 月 口腔解剖学第二講座, 歯科薬理学講座, 歯科理工学講座, 口腔外科学第二講座及び予防歯科学講座設置
- 昭和 57 年 4 月 専門課程の授業開始
- 昭和 58 年 4 月 歯科保存学第二講座及び歯科補綴学第二講座設置
- 昭和 59 年 4 月 小児歯科学講座設置, 18 講座となる
- 昭和 61 年 3 月 第1期生卒業
- 昭和 61 年 4 月 学部長に西嶋克巳教授が三選
- 昭和 63 年 4 月 学部長に加藤慶二郎教授が就任(入学定員 60 人となる)
- 平成 2 年 4 月 学部長に足立明教授が就任
- 平成 4 年 4 月 学部長に中後忠男教授が就任
- 平成 6 年 4 月 学部長に中井宏之教授が就任
- 平成 8 年 4 月 学部長に松村智弘教授が就任
- 平成 10 年 4 月 学部長に松村智弘教授が再任
- 平成 12 年 4 月 学部長に滝川正春教授が就任(入学定員 55 人となる)
- 平成 13 年 4 月 大学院医学研究科及び歯学研究科を統合し, 大学院医歯学総合研究科を設置(4専攻, 9講座, 歯学系 19 分野)
- 平成 14 年 4 月 学部長に永井教之教授が就任
- 平成 14 年 4 月 学士入学第1期生受入れ(入学定員5人)
- 平成 16 年 4 月 学部長に渡邊達夫教授が就任
- 平成 16 年 4 月 岡山大学は法人化され, 国立大学法人岡山大学となった
- 平成 17 年 4 月 大学院医歯学総合研究科及び大学院自然科学研究科(薬学系)を統合し, 大学院医歯薬学総合研究科を設置(5 専攻, 11 講座, 歯学系 19 分野)
- 平成 18 年 4 月 学部長に滝川正春教授が就任
- 平成 20 年 4 月 学部長に松尾龍二教授が就任
- 平成 22 年 4 月 学部長に松尾龍二教授が再任
- 平成 23 年 4 月 入学定員 48 人となる

平成 24 年 4 月	学部長に窪木拓男教授が就任
平成 26 年 4 月	学部長に窪木拓男教授が再任
平成 26 年 6 月	歯学部先端領域研究センター設置
平成 27 年 4 月	歯学教育・国際交流推進センター設置
平成 28 年 4 月	学部長に浅海淳一教授が就任
平成 29 年 4 月	大学院医歯薬学総合研究科附属医療教育統合開発センターを設置
平成 29 年 9 月	応用情報歯学分野設置, 歯学系 20 分野となる
平成 29 年 12 月	大学院医歯薬学総合研究科附属医療教育統合開発センターを医療教育センターに改称
平成 30 年 4 月	学部長に浅海淳一教授が再任
令和 2 年 4 月	学部長に長塚仁教授が就任
令和 4 年 4 月	学部長に大原直也教授が就任
令和 5 年 4 月	大学院医歯薬学総合研究科4専攻を医歯薬学専攻1専攻へ改組
令和 6 年 4 月	学部長に久保田聡教授が就任
令和 8 年 4 月	学部長に上岡寛教授が就任

2. 岡山大学病院 (歯科)

昭和 55 年 4 月	歯学部附属病院創設準備室設置
昭和 55 年 4 月	創設準備室長事務取扱に西嶋歯学部長が就任
昭和 55 年 4 月	医学部附属病院歯科口腔外科において, 矯正及び歯科放射線の暫定診療開始
昭和 55 年 4 月	創設準備室長に中後忠男教授が就任
昭和 56 年 4 月	医学部附属病院歯科口腔外科において, 保存及び補綴の暫定診療を開始
昭和 57 年 4 月	歯学部附属病院設置, 診療開始 保存科, 補綴科, 矯正科, 第一口腔外科, 第二口腔外科, 歯科放射線科, 予防歯科設置, 病床数 20 床
昭和 57 年 4 月	初代附属病院長に中後忠男教授が就任
昭和 58 年 4 月	第二保存科及び第二補綴科設置, 病床数 20 床増で 40 床となる
昭和 59 年 4 月	小児歯科設置, 10 診療科となる
昭和 59 年 4 月	附属病院長に中後忠男教授が再任
昭和 61 年 4 月	附属病院長に中後忠男教授が三選
昭和 63 年 4 月	附属病院長に井上清教授が就任
平成 2 年 4 月	附属病院長に山下敦教授が就任
平成 5 年 4 月	歯科麻酔科設置, 11 診療科となる
平成 6 年 4 月	附属病院長に村山洋二教授が就任
平成 7 年 11 月	中央診療施設として特殊歯科総合治療部を設置(院内措置)
平成 8 年 4 月	附属病院長に村山洋二教授が再任
平成 10 年 4 月	附属病院長に佐藤隆志教授が就任
平成 12 年 4 月	附属病院長に岸幹二教授が就任
平成 13 年 4 月	特殊歯科総合治療部を設置(省令施設)
平成 13 年 4 月	地域医療支援室を設置(院内措置)
平成 14 年 2 月	口腔インプラント外来, 顎関節症・口腔顔面痛み外来を設置

平成 14 年 4 月 附属病院長に岸幹二教授が再任

平成 14 年 12 月 卒後臨床研修センターを設置(院内措置)

平成 15 年 4 月 審美歯科外来を設置

平成 15 年 10 月 医学部附属病院及び歯学部附属病院を統合し、医学部・歯学部附属病院を設置

平成 16 年 4 月 岡山大学は法人化され、国立大学法人岡山大学となった

平成 19 年 1 月 医療上の病院名を岡山大学病院、岡山大学病院三朝医療センターと改称

平成 21 年 4 月 組織上の病院名を岡山大学病院、岡山大学病院三朝医療センターと改称

平成 22 年 12 月 特殊歯科総合治療部を廃止し、医療支援歯科治療部、スペシャルニーズ歯科センターを設置

平成 22 年 12 月 補綴科(クラウンブリッジ)をクラウンブリッジ補綴科に、補綴科(咬合・義歯)を咬合・義歯補綴科に改称

平成 25 年 1 月 口腔検査・診断センターを設置

平成 27 年 5 月 口唇裂・口蓋裂総合治療センターを設置

平成 29 年 5 月 侵襲性歯周炎センターを設置

平成 30 年 10 月 デンタルインプラントセンターを設置

令和 3 年 3 月 歯科系診療科を 4 診療科(歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科)に改編し、歯科の中に 8 歯科系部門(総合歯科部門、保存歯科部門、歯周科部門、口腔インプラント科部門、補綴歯科部門、予防歯科部門、歯科放射線科部門、歯科麻酔科部門)、口腔外科の中に 2 歯科系部門(顎口腔再建外科部門、口腔顎顔面外科部門)を設置

令和 5 年 3 月 お口の健康管理センターを設置

2. 岡山大学学則

〔平成16年4月1日〕
岡 大 学 則 第 2 号

改正	平成16年	7月29日学則第4号
	平成17年	3月24日学則第1号
	平成17年12月	1日学則第2号
	平成18年	1月26日学則第2号
	平成19年11月	29日学則第5号
	平成20年	1月31日学則第2号
	平成21年	1月28日学則第2号
	平成21年	3月27日学則第5号
	平成22年	1月28日学則第2号
	平成22年	9月30日学則第6号
	平成25年	1月28日学則第1号
	平成26年	1月28日学則第2号
	平成26年	4月30日学則第5号
	平成26年	6月19日学則第7号
	平成28年	1月26日学則第1号
	平成28年	2月23日学則第4号
	平成28年	3月29日学則第6号
	平成29年	1月31日学則第1号
	平成29年	8月 1日学則第4号
	平成30年	3月27日学則第2号
	平成30年	7月 5日学則第4号
	平成30年	9月27日学則第6号
	平成31年	3月28日学則第2号
	令和 2年	2月28日学則第1号
	令和 4年	2月 1日学則第2号
	令和 5年	3月28日学則第2号
	令和 7年	3月31日学則第2号
	令和 7年	6月27日学則第5号

第1章 学年、学期及び休業日

(学年)

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第2条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第3条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日

- 二 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで
- 春季休業 2月15日から3月31日まで

- 2 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことがある。

第2章 修業年限、教育課程、履修方法等

(修業年限)

第4条 各学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は、岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 本学及び学部の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 全学共通科目

- イ 課題探究
- ロ 情報・数理データサイエンス
- ハ 健康・スポーツ科学
- ニ 市民性と異文化理解

二 英語科目

- イ 必修英語
- ロ 選択英語

三 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目
- ハ 全学交流科目

- 2 各学部は、個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。
- 3 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識を更に広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。
- 4 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、社会のグローバル化に対応して国又は地域で活躍する中核的人材を育成するための教育課程として、グローバル人材育成特別コースを開設する。
- 5 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、特定分野又は特定課題に関する体系的な教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとする。

6 副専攻コース、グローバル人材育成特別コース及び特定プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(グローバル・ディスカバリー・プログラム)

第7条の2 各学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。)に、学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学修することのできる教育課程として、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム(以下「プログラム」という。)を置くことができる。

2 プログラムの設置、運営、教育課程、学生の在籍に関する事項等に関し、必要な事項は、学長が定める。

(履修方法及び上限設定等)

第8条 第7条の区分により開設する授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の定めるところによる。

2 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

3 各学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間又は次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条 各学部は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 各学部は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業の担当)

第10条の2 授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 各学部は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者(以下「指導補助者」という。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

3 本学は、指導補助者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間

の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術の分野における個人指導による実技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他レポート等の適切かつ多様な学修評価方法により学修の成果を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与するものとする。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、試験その他レポート等の適切かつ多様な学修評価方法により学修の成果を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(大学院授業科目の履修)

第14条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとし

て当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 第1項の規定は、休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において授業科目を履修した場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生及び第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、4月又は10月とする。

（入学の資格）

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定め

る基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

七の二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者で、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定審査に合格した者

八 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(入学の宣誓)

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

(編入学)

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者(外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。))を含む。次項、次条及び第26条において同じ。)

二 短期大学を卒業した者(外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。))を含む。次条において同じ。)

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 その他本学において前4号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学定員により、医学部医学科又は歯学部歯学科の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

3 前2項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあつては1年、第3年次に編入学した者にあつては2年を控除した年数とする。

第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- 六 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者
- 七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- 八 その他本学において第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
（学士入学）

第26条 次に掲げる者については、第21条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- 一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者
- 二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者
- 三 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者

2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。
（転学）

第27条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部編入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することができる。

2 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第28条 削除
（転学部等）

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することができる。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

（在学期間の通算）

第30条 第25条の2、第27条及び前条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

2 第45条に規定する科目等履修生及び第62条第2項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。

3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生及び特別の課程履修生として一定の単位を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

（編入学等に対する準用）

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

（留学）

第32条 学部長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

。

（休学）

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。

3 学生が疾病のため修学することが適当でないとする場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。

4 前項による休学者で休学期間にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

（休学期間）

第34条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に対しては、学部長は、2年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

（休学期間の取扱い）

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

（願による退学）

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

- 一 死亡又は行方不明の者
- 二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- 三 所定の在学期間を超えた者
- 四 入学金の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学金の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学金を納入しないもの
- 五 当該年度の末日(当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあつては、その超えることとなる日の前日)までに授業料を納入しない者

(復籍)

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

- 2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上(医学部医学科及び歯学部にあつては、188単位以上。薬学部薬学科にあつては、186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を各学部の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

(卒業の認定)

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあつては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

- 2 本学に他の大学からの転入学、学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数については、学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし、転学、退学又は

卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は、前項を適用しない。
(学士の学位)

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(規則への委任)

第43条 学士の学位授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生、委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、学部等が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該授業科目を開設する学部等の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学(短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。)の学生で、学部等の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、専攻生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院について準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関し、必要な事項は、本学及び学部等の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院の定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生については、本章に定めるもののほか、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別の課程履修生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納入していた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日（10月に入学する者については入学年度の9月30日）までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前半期（4月から9月をいう。）分授業料徴収の際、後半期（10月から3月までをいう。以下同じ。）分授業料を併せて納入していた者が後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後半期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合における検定料については、第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては、当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者等については、別に定めるところにより、その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

(検定料の免除)

第56条の2 検定料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その検定料を免除することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で学術、課外活動及び品行が優秀であって他の学生の範とする者があるときは、学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 本学の諸規則に違背し、又は学生の本分に反する行為がある者は、所定の手続きを経て、学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、必要な事項は別に定める。

(停学期間の取扱い)

第59条 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3月を超える場合は、第39条に規定する卒業要件の期間には、算入しないものとする。

第8章 学生寮

(学生寮)

第60条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮は、学長の監督に属する。
- 3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

第9章 奨学金

(奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第10章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 本学の学生以外のもので特別の課程を履修する者を特別の課程履修生という。
- 3 前項に規定する者に対し、単位を授与することができる。
- 4 特別の課程を修了した者には、単位の授与の有無に関わらず、修了の事実を証する証明書を交付する。
- 5 第1項から第4項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

第11章 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第12章 課外活動

(課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）の規定により入学した者に係る修業年限、教育課程、履修方法等並びに卒業及び学士の学位については、旧学則の例による。
- 3 この学則施行の際現に旧学則第88条の規定によりなされた懲戒については、第58条の規定に基づきなされた懲戒とみなす。

附 則

この学則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第3項及び第4項に係る規定は、平成17年度入学生から適用する。
- 3 改正後の第19条第6号の規定にかかわらず、廃止された大学入学検定試験規程（昭和23年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者についても、本学に入学することのできる者とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第1項に規定する早期卒業の薬学部創薬科学科の学生への適用は、平成18年度以降の入学生からとし、薬学部総合薬学科の学生には適用しない。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号及び第41条第2項の改正規定は、平成20年1月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の編入学に関する改正後の第25条第2項の規定の適用については、同項中「医学部医学科の第2年次」とあるのは「医学部医学科の第2年次若しくは第3年次」とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースにおける学期については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該コースに在籍する学生が、当該コース以外の学部等が開設する授業科目を履修する場合を除く。
- 3 改正後の第7条第1項の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2の規定にかかわらず、岡山大学マッチングプログラムコースは、平成29年9月30日に在学する学生が当該岡山大学マッチングプログラムコースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するマッチングプログラムコースに係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者、法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースに在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年6月27日から施行する。

3. 岡山大学歯学部規程

平成16年4月1日
岡大歯規程第1号

改正 平成17年10月18日規程第5号
改正 平成19年 1月13日規程第1号
改正 平成20年 2月13日規程第1号
改正 平成21年10月14日規程第3号
改正 平成22年11月 9日規程第2号
改正 平成23年11月15日規程第1号
改正 平成24年 1月17日規程第1号
改正 平成24年11月12日規程第2号
改正 平成25年 2月12日規程第3号
改正 平成27年 3月10日規程第1号
改正 平成28年 2月 9日規程第1号
改正 平成29年 2月14日規程第1号
改正 平成30年 2月14日規程第1号
改正 平成31年 2月13日規程第1号
改正 令和 2年 2月12日規程第1号
改正 令和 3年 2月 9日規程第2号
改正 令和 4年 2月15日規程第1号
改正 令和 6年 2月20日規程第1号
改正 令和 7年 2月17日規程第1号
改正 令和 8年 2月16日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学歯学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、広く知識を授け、深く歯学の学識・技能の教授、研究を行い、高い人格を備えた応用能力豊かな有為な人材の育成を図り、もって人類の福祉及び世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行いその結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研

修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部に、副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第7条 本学部に、岡山大学歯学部教授会(以下「教授会」という。)を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学科)

第8条 本学部に歯学科を置く。

(専門教育科目の学期)

第9条 削 除

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、全学共通科目、英語科目及び専門教育科目により編成する。

2 全学共通科目及び英語科目の授業科目の区分、授業科目及び単位数については、岡山大学教育推進機構長が公示するところによるものとし、履修方法等については、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等については、別表第2のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、各学期の定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目(専門教育科目の必修科目を除く。)を学部長に届け出て承認を受けなければならない。

2 学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

(履修科目の上限)

第12条 学生が1年間に履修科目として登録できる全学共通科目、英語科目及び専門教育科目の単位数の上限は、別に定める。

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準)

第15条 各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の評価)

第16条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授

業担当教員が行う。

2 成績の評価は、学則による。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学生が本学又は他の大学(外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学の発行した成績証明書等により教授会の議を経て、学部長が行う。

(他学部における授業科目の履修)

第18条 学生が、本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修し、修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第19条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学(外国の大学を含む。)の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

3 他の大学(外国の大学を含む。)で履修した授業科目の成績判定は、当該大学の交付する成績証明書により教授会が行う。

(試験)

第20条 試験は、別表第1及び別表第2に定める授業科目について、原則として学期末に行う。

2 所定の時間授業に出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

(追試験)

第21条 病気その他やむを得ない理由により、前条第1項の試験に欠席した者に対し、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は理由書を添え、速やかに学部長に願い出て許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、本学部にて6年以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2に定める卒業要件単位数以上を修得しなければならない。

2 第2年次に編入学した者については、別に定める。

(学士入学、転学、編入学及び転学部)

第23条 本学部への学士入学、転学、編入学及び転学部(以下「学士入学等」という。)を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

2 本学部の学生が、他の大学又は他の学部に転学又は転学部を志願する場合は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(在学期間の通算等)

第24条 前条第1項の規定により学士入学等を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

2 科目等履修生の履修単位数等による修業年限の通算については、別に定める。

(退学勧告)

第25条 学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、退学を勧告することがある。

2 退学勧告を受け退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、再入学を許可することがある。

3 退学勧告の基準、取扱い等については、別に定める。

(聴講生)

第26条 本学部が開設する授業科目の聴講生として入学を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第27条 本学の学生以外の者で、本学部の開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 特別聴講学生を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を所属する大学を経て、学部長に提出し、許可を得なければならない。

2 第19条及び第20条の規定は、特別聴講学生に対し準用する。

3 特別聴講学生の所属する大学に対し、成績証明書を交付する。

(研究生)

第29条 研究生として入学を志願しようとする者は、学年又は学期の始めに所定の願書を提出しなければならない。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学を卒業した者

二 教授会において前号と同等以上の学力があると認められた者

3 研究生の在学期間は、1年以内とし、その年度を超えることはできない。

4 研究のため在学期間を越えて引き続き在学しようとする者は、在学期間延長願を提出しなければならない。

5 前項の願い出があったときは、1年ごとにその在学期間の延長を許可することができる。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学歯学部規程等を廃止する規程(平成16年岡大歯規程第1号)により廃止された岡山大学歯学部規程(平成7年岡山大学歯学部規程第1号)の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在において、歯学部在籍する学生が既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 平成22年度以前の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成23年度から平成26年度の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、従前の別表第2に、総合歯科医学1、総合歯科医学2、総合歯科医学3、周術期口腔管理演習、在宅介護歯科医療演習を加え、適用する。
- 5 平成23年度から平成26年度の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、192.5単位とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者に係る教養教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第1の規定にかかわらず、改正前の別表第1の規定を適用する。
- 3 平成22年度以前の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成23年度から平成27年度の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の入学者に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 平成23年度の入学者 192.5単位
 - 二 平成24年度の入学者 195単位
 - 三 平成25年度の入学者 196.5単位
 - 四 平成26年度の入学者 197.5単位
 - 五 平成27年度の入学者 219.7単位
- 5 平成23年度以前の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成24年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程

- の別表第2の規定にかかわらず、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程（平成28年2月9日規程第1号）による改正前の別表第2に、「講義シリーズ2（急性期医療）」（必修1.0単位）、「講義シリーズ3（在宅介護医療）」（必修1.0単位）、「シミュレーション実習」（必修0.5単位）を加えたものを適用する。
- 7 平成25年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程（平成28年2月9日規程第1号）による改正前の別表第2に、「歯科法医学」（必修0.5単位）、「講義シリーズ1（生活習慣病と口腔）」（必修1.0単位）、「講義シリーズ2（急性期医療）」（必修1.0単位）、「講義シリーズ3（在宅介護医療）」（必修1.0単位）、「シミュレーション実習」（必修0.5単位）を加えたものを適用する。
- 8 平成26年度及び平成27年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程（平成28年2月9日規程第1号）による改正前の別表第2に、「歯科法医学」（必修0.5単位）、「講義シリーズ1（生活習慣病と口腔）」（必修1.0単位）、「講義シリーズ2（急性期医療）」（必修1.0単位）、「講義シリーズ3（在宅介護医療）」（必修1.0単位）、「介護施設を用いたPBL演習」（必修1.0単位）、「シミュレーション実習」（必修0.5単位）を加えたものを適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者に係る教養教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以前の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成25年度から平成28年度の入学者に係る専門教育科目の卒業要件単位数については、岡山大学歯学部規程の一部を改正する規程（平成28年岡大歯規程第1号）附則第4項の規定及び改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の入学者に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 平成25年度の入学者 196.9単位
 - 二 平成26年度の入学者 197.9単位
 - 三 平成27年度の入学者 220.1単位
 - 四 平成28年度の入学者 173.1単位
- 5 平成24年度以前の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 平成25年度から平成28年度の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、当該者に係る従前の規定に、専門科目として「死生学、認知症」（必修0.4単位）を加えたものを適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者に係る教養教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以前の入学者に係る専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成29年度から平成30年度の入学者に係る専門教育科目については、区分「自由

参加型演習」該当専門教育科目に限り、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定を適用する。その他の専門教育科目については、改正後の岡山大学歯学部規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の入学者については、改正後の岡山大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第10条第2項関係)(全学共通科目及び英語科目の履修方法等)

科目区分	授業科目		履修方法等			卒業要件単位		
			必修単位	選択必修単位	履修要件			
全学共通科目	課題探究	知の探研		3		11		
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門1(情報機器の操作を含む)	1	4			
			その他「情報教育科目」					
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1				
			その他「数理データサイエンス科目」					
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目						習得することが望ましい
		スポーツ演習科目						
	市民性と異文化理解	実践知科目						
		芸術知科目						
		市民性教育科目						
言語文化科目		2						
英語科目	必修英語	コミュニケーション英語(S&L)		2		9		
		コミュニケーション英語(R&W)		2				
		アカデミック英語(プレゼンテーション)		2				
		アカデミック英語(ライティング)		2				
	選択英語	高年次英語			1			
		SPAcE英語					卒業要件外	
	キャリアパス英語				卒業要件外			

別表第2(第10条3項関係)(専門教育科目の単位数及び履修方法等)

区分		授業科目	単位数	必修 選択 の別	備考		
専門 教育 科目	全学交流科目	社会系交流科目	4.00	選必	歯学部開講科目以外		
		生命系交流科目					
		自然系交流科目					
専門 基礎 科目	学部ガイダンス		0.90	必修			
	自然科学から歯学を知る	生物学から見た歯学	細胞学	0.50	必修		
		物理・化学から見た歯学	生体材料学1	1.00	必修		
			生体材料学2	1.00	必修		
専門 科目	歯科医療情報科学		医療情報処理入門	1.00	必修		
	歯学の研究と医療を知る	医療と研究の原点		早期見学実習	3.00	必修	
		歯学の探求		歯科・歯学探求	0.50	必修	
		歯学の研究		アーリーリサーチエクスポージャー	1.00	選択	卒業要件外
	人体の構造と機能	細胞・組織の構成	人体発生学入門		1.00	必修	
			組織学 I		1.00	必修	
			組織学 II		1.00	必修	
			生体分子の構造・機能と代謝		1.50	必修	
		器官系の構造	神経学概論		1.50	必修	
			脈管の構造		1.00	必修	
			組織学 III		0.50	必修	
			内臓学		0.50	必修	
			運動器の構造		1.50	必修	
			生体調節の機構		動物的機能の生理学	1.50	必修
			植物的機能の生理学	1.50	必修		
			分子生物学・情報伝達生化学	1.50	必修		
	顎顔面の構造と機能	歯・顎・顔面の構成	歯の解剖学		1.50	必修	
			口腔組織学		1.00	必修	
			分子歯化学		1.00	必修	
			口腔生化・分子歯科学演習		1.00	必修	
		咬合・咀嚼系とその成長・老化	口腔生理学		2.00	必修	
			機能的咬合系の成り立ちと顎関節症		0.50	必修	
			加齢が口腔機能に及ぼす影響(高齢者歯科)		0.50	必修	
	発病と生体の防御機構	病因と病態	人体病理学		1.50	必修	
			口腔病理学		1.50	必修	
			口腔病理学実習		1.00	必修	
		感染症と免疫	微生物学総論		1.00	必修	
微生物学各論1			0.50	必修			
微生物学各論2			0.50	必修			
免疫学			1.00	必修			

区分		授業科目	単位数	必修選択の別	備考	
	病因・病態と薬物の作用	口腔感染防御論	1.00	必修		
		歯科疾患の病因論	0.50	必修		
		薬理学総論	1.00	必修		
		薬理学各論	1.50	必修		
		歯科薬理学各論	1.50	必修		
		歯科局所麻酔ならびに疼痛と不安の制御	0.50	必修		
		生体反応と生体材料	齶蝕学と接着性材料臨床応用学	1.00	必修	
			象牙質歯髄複合体診断・治療学	0.50	必修	
			金属材料臨床応用学	1.00	必修	
		発病の原因と予防方法	社会環境と健康	疫学理論	1.00	必修
	人間生態学			0.50	必修	
	公衆衛生学			1.00	必修	
	保健統計学			0.50	必修	
	口腔保健と機能の増進		小児齶蝕の予防と治療	0.50	必修	
			社会歯科学・歯科医療法制学	1.00	必修	
			口腔衛生学	1.00	必修	
	口腔病変の診断と治療方針	隣接医学 (医学全般を知る)	隣接医学1	2.50	必修	
			隣接医学2	2.00	必修	
		診察と治療計画	高齢者や有病者の口腔機能とその対応	0.50	必修	
			口腔疾患の診断・検査	0.50	必修	
顎・顔面・咬合異常の診査と診断			1.00	必修		
口腔内科学			1.00	必修		
インプラントと顎骨再建			0.50	必修		
先天異常・症候群の科学と治療学			0.75	必修		
歯・顎口腔領域の発育異常			1.00	必修		
歯科麻酔学総論			0.50	必修		
歯科全身管理学			1.00	必修		
口腔と全身の臨床検査			咬合・有床義歯補綴学総論	0.50	必修	
		放射線の発生と撮影機器	0.50	必修		
		口腔顎顔面領域の画像検査	1.00	必修		
		歯と口腔疾患の画像診断学	1.00	必修		
	口腔顎顔面領域の臨床画像診断学	1.00	必修			

区分		授業科目	単位数	必修選択の別	備考
口腔病変の治療と機能の再建	菌の疾患と機能回復	歯髄病態診断・治療学	0.50	必修	
		臨床予防歯科学・保健指導	0.50	必修	
		歯周病態診断・治療学	1.00	必修	
	咬合・顎関節の疾患と機能回復	顎・顔面・咬合異常の治療学	1.00	必修	
		矯正歯科治療の応用	1.00	必修	
		顎関節疾患とその治療	0.50	必修	
	顎顔面領域の疾患と機能回復	炎症の科学と治療学	0.75	必修	
		損傷の科学と治療学	0.50	必修	
		唾液腺疾患	0.50	必修	
		顎骨内の嚢胞性疾患	0.25	必修	
		軟組織の嚢胞性疾患	0.25	必修	
		口腔粘膜疾患	0.50	必修	
		口腔腫瘍学・口腔領域の神経疾患	1.00	必修	
		手術学総論・各論	1.00	必修	
		抜歯学	0.50	必修	
		放射線生物学と口腔顎顔面領域の放射線治療学	0.50	必修	
		小児・障害者・有病者の治療と患者管理	小児と障害児の歯科治療	0.50	必修
	小児の成長発育と歯科疾患		0.50	必修	
	有病者の歯科治療・血液疾患		0.50	必修	
	高齢者・全身疾患有病者・在宅患者の歯科診療		0.50	必修	
	菌の欠損と咬合機能の回復	クラウンによる咬合再建学	0.50	必修	
		ブリッジによる咬合再建学	0.50	必修	
		部分無歯顎の咬合再建学	0.50	必修	
		欠損歯列の診査(無歯顎の診査と顎顔面補綴)	0.50	必修	
		咬合再建における形態と顎機能(咬合・咀嚼・発音と全身の健康機能)	0.50	必修	
	無歯顎者、高齢者の機能回復学とインプラント	歯科医用工学	1.00	必修	
		高齢者の再建咬合の科学	0.50	必修	
インプラントによる咬合再建学		0.50	必修		
ブリッジによる咬合再建手技実習		0.75	必修		
顎顔面と身体の機能の実際	顎顔面機能の解析法	口腔生化学・分子歯科学実習	1.00	必修	
		口腔生理学実習	0.75	必修	
		薬理学実習	1.00	必修	
		頭頸部応用解剖学	0.80	必修	
		系統解剖学実習	3.00	必修	
身体機能の解析法	組織学 I 実習	0.50	必修		

区分		授業科目	単位数	必修選択の別	備考	
		組織学Ⅱ実習	0.50	必修		
		口腔組織学実習	0.50	必修		
		組織学Ⅲ実習	0.50	必修		
		微生物学・口腔微生物学演習	1.80	必修		
	口腔保健と診断・診療の技術の実際	顎顔面領域の病変と診断法	口腔保健学実習	0.75	必修	
			病態エックス線像実習	0.75	必修	
			病理学総論実習	1.00	必修	
			臨床病理学実習	0.50	必修	
		歯・歯周の病変と診断法	歯周病態および歯髓病態 診断・治療学実習	0.75	必修	
		歯列発育と歯列不正の医療技術	成長期の歯冠修復学実習	0.75	必修	
			歯の移動の臨床手技実習	0.75	必修	
		歯・咬合機能の回復と修復技術	歯科医用工学演習1	0.50	必修	
			歯科医用工学演習2	0.50	必修	
			保存修復学実習	2.25	必修	
			象牙質歯髓複合体診断・治療学実習	0.25	必修	
		顎・咬合機能の回復と再建技術	固定性補綴装置による咬合再建手技実習	0.75	必修	
			デジタル技術と口腔インプラントによる咬合再建手技実習	1.00	必修	
	無歯顎咬合再建の機能形態学実習		0.75	必修		
	無歯顎の咬合再建学実習		0.75	必修		
	高齢者口腔の修復形態学実習		0.75	必修		
	義歯維持装置の科学実習		0.75	必修		
	部分無歯顎の咬合と顎機能実習		0.75	必修		
	病院診療の実際	臨床実習前総合科目	障害者歯科学	1.00	必修	
			摂食・嚥下リハビリテーション	0.50	必修	
			総合歯科医療の基本と医療倫理	0.50	必修	
			医療安全と感染対策	0.50	必修	
			多職種連携とチーム医療	0.50	必修	
栄養管理と口腔			1.00	必修		
臨床技能実習			3.50	必修		
臨床実習			診療参加型臨床実習	34.00	必修	
総合科目 自己を磨く		問題発見解決演習	チュートリアル	1.00	必修	
			医療コミュニケーション学演習	0.80	必修	
	EBMとプロフェッショナリズムへの覚醒		0.80	必修		
	自己表現力演習		0.50	必修		
	多職種連携とチームワーク		1.00	必修		
	歯学のまとめ	総合歯学演習	1.90	必修		
	歯学の復習	歯学コア演習1	0.50	必修		
		歯学コア演習2	0.50	必修		

区分		授業科目	単位数	必修 選択 の別	備考	
	健康長寿社会実現への取り組み	講義シリーズ1(生活習慣病と口腔)	1.00	必修		
		講義シリーズ2(急性期医療)	1.00	必修		
		講義シリーズ3(在宅介護医療)	1.00	必修		
		高度医療支援・周術期口腔機能管理実習	0.50	必修		
		在宅介護歯科医療実習	0.50	必修		
		介護施設を用いたPBL演習	0.50	必修		
		死生学・認知症	0.40	必修		
	災害時の歯科医療	歯科法医学	1.00	必修		
	特別科目 歯学を深める	医療法と社会福祉	医療法学・社会福祉学	0.50	必修	
		歯科医療の実践	実践歯科医療学	0.50	必修	
英語で学ぶ専門科目	自由研究演習(研究室配属)	1.00~3.00	選必修	左記2科目から計3 単位を修得すること		
	歯学国際交流演習(ODAPUS)	1.00~3.00	選必修			
	歯学国際交流演習2(ODAPUS 2)	2.00	選択			
	歯学国際交流演習3(ODAPUS 3)	1.00	選択			
	歯学国際交流演習(ODAPUS for foreign students)	3.00	選択	特別聴講学生用科目		
	歯学国際交流演習2(ODAPUS for foreign students 2)	2.00	選択	特別聴講学生用科目		
	歯学国際交流演習3(ODAPUS for foreign students 3)	1.00	選択	特別聴講学生用科目		
専門教育科目 卒業要件単位数 170.65単位						

※必修科目及び選択必修科目を主要授業科目とする。

4. 岡山大学学部共通規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第72号

第1章 学生証

(携帯)

第1条 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。

(提示)

第2条 学生証は、岡山大学（以下「本学」という。）の職員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第3条 学生証は、卒業、退学、除籍等により本学の学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。

(再交付)

第4条 学生証を紛失し、汚損し、又は有効期間が経過したときは、再交付を受けなければならない。

第2章 身上異動

(宿所、連絡者の届け出)

第5条 学生は、その宿所及び親族又はこれに代わる連絡者を毎学年の始めに、所定の様式により、所属する学部の長に届け出なければならない。

2 宿所及び連絡者の変更、その他の身上異動は、その都度速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

第3章 服装

(服装)

第6条 服装は、本学の学生として品位を保ち得るものでなければならない。

第4章 健康診断

(健康診断)

第7条 学生は、毎年1回以上本学施行の健康診断を受けなければならない。

第5章 欠席

(欠席)

第8条 学生が連続して1週間以上欠席するときは、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は、理由書を添付して、速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

第6章 団体、集会等

(学内団体の結成)

第9条 学生が学内における団体（以下「学内団体」という。）を結成しようとするときは、所定の様式により学長に届け出を要する。

2 団体の会則その他の届出事項を変更しようとするとき、又はその団体が学外団体に

加入しようとするときも同様とする。

(集会)

第10条 学生が学内において集会しようとするときは、集会責任者は、その期日の2日前までに、所定の様式により1学部限りの構成人員をもってする集会においては、その学部の長に、その他の場合は、学長に届け出るものとする。

(集会場所の借用)

第11条 学生が教室、体育館等本学の施設を集会等のために使用しようとするときは、その責任者は、使用期日の2日前までに学長又は関係学部の長に願い出て、許可を受けなければならない。

(学外者の招へい等)

第12条 学生が学外から特別指導者、講演者、コーチ等を招へいしようとするとき又は学外団体若しくは学外者と共同して学内において集会等を行おうとするときは、その期日の5日前までに学長に願い出て許可を受けなければならない。

第7章 掲示、印刷物の配布等

(掲示、印刷物等)

第13条 学生が本学構内で掲示及び印刷物の配布、その他一般を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ所定の様式により学長又は所属する学部の長に届け出るものとする。

(学外での行事)

第14条 学生が学外において本学又は本学学部の名を使用して行事を行おうとし、又はビラ・ポスターの掲示又は配布をしようとするときは、学長又は関係学部の長の許可を受けなければならない。なお、学内団体が学外において行事を行おうとするときは、あらかじめ所定の様式により学長に届け出るものとする。

第8章 雑則

(行為の禁止)

第15条 学生の団体及び行為が本学の機能を害し、又はその秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められるときは、これを禁止することがある。

(規程の準用)

第16条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生についてもこの規程は準用されるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

5. 学部試験内規

- 第1条 この内規は、岡山大学歯学部規程第20条及び第21条に基づいて行う試験の時期及び方法等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 全学共通科目及び英語科目の試験は、担当教員の定めるところによる。
- 第3条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。
- ただし、全学交流科目の試験は、教員の定めるところによる。
- 2 試験を分けて、定期試験、追試験及び再試験とする。
 - 一 この内規において「定期試験」とは、履修した授業科目について、定期的に行う試験をいう。
 - 二 この内規において「追試験」とは、疾病その他やむを得ない理由により前号に規定する定期試験を受験できなかった者に対して、受験できなかった授業科目について、特に行う試験をいう。
 - 三 この内規において「再試験」とは、第1号に規定する定期試験を受験し、不合格となった者に対して、不合格となった授業科目について行う試験をいう。
 - 3 試験は、筆頭試験、口頭試験又はレポート若しくは製作品の提出その他担当教員が適当と認める方法によって行う。
 - 4 定期試験の実施時期は、原則として、毎年度内に行う。
 - 5 試験の実施時期及び時間割その他試験の実施に関し必要な事項は、原則として2週間前に公示する。
 - 6 定期試験は、受験しようとする授業科目について、担当教員が行った総授業時間の講義については3分の2以上、実習については各専攻分野等の定める時間以上受講した者が、受験することができる。
 - 一 岡山大学学部共通規程第8条による欠席者に対する前項の適用については、担当教員で別途考慮することがある。
 - 7 追試験を受験しようとする者は、追試験願に次の書類を添付して授業担当教員の承認を得たのち、学務課教務グループ歯学部担当を経由して学部長に追試験を願い出て許可を得なければならない。
 - ① 疾病の場合は、医師の診断書
 - ② その他の場合は、その事情を証明するに十分な証明書
 - 8 試験の監督は、原則として担当教員が行う。
 - 9 成績の評価は、岡山大学学則による。
 - 10 試験を行った担当教員は、その試験の合否をすみやかに公表しなければならない。
 - 11 授業科目担当教員は、当該科目の成績を学務課教務グループ歯学部担当を経由して学部長に報告しなければならない。

- 12 試験に関して不正行為を行った者は、岡山大学学則第58条の規定に基づき、懲戒する。
- 13 この内規に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成20年5月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

6. 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

	平成21年9月16日
	学 長 裁 定
改正	平成22年 1月27日
	平成22年10月 5日
	平成23年 2月16日
	平成23年 3月15日
	平成23年 3月31日
	平成23年11月 1日
	平成23年12月 6日
	平成24年 4月24日
	平成25年11月 5日
	平成28年 2月16日
	平成28年 6月 1日
	平成30年 3月22日
	平成30年11月 7日
	令和 5年 2月22日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
- 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（特別警報又は気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 次の各号に掲げる場合の対応について、当該各号に定めるとおりとし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

- 一 本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合 授業等を休講とする。
- 二 前号の警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合 教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

(通学を利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い)

第3 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学を利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

(学生の親族が死亡した場合の取扱い)

第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

(学生が感染症に罹患した場合等の取扱い)

第5 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

(学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い)

第6 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署(以下「官公署」という。)へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

(学生が骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い)

第7 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供(以下「骨髄液提供等」という。)を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続き(以下「入院等」という。)を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第8 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動(以下「災害ボランティア活動」という。)に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が兼ねる副学長が決定し、公示する。

(一授業科目当たりの準公欠の制限)

第9 一の授業科目について、準公欠扱いとすることができる回数、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

(届出期限)

第10 本取扱いで定めるものにおける届出については、当該事由発生後ただちに提出することを原則とするが、最大で2週間までを提出期限とする。ただし、第5に定めるものにおける届出においては、出席停止の期間終了後ただちに提出することを原則とするが、最大で2週間までを提出期限とする。

(雑則)

第11 第2から第9までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月 6日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年 4月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年11月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年 3月22日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和5年3月1日から施行する。

・気象警報等・交通機関の運休等 【休講、公欠等】

I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に特別警報及び気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報に限る。ただし，三朝キャンパスにあっては，大雪警報を除く。以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。以下同じ）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に，気象警報等が発表された場合の授業は，次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

- イ 気象警報等が，午前 6 時から午前 8 時 40 分（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報等が，午前 8 時 40 分までに解除されても，全ての授業は休講とする。
- ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

- イ 気象警報等が，午後 3 時から午後 6 時（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報等が，午後 6 時まで解除されても，全ての授業は休講とする。
- ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報等が発表されている地域

- 一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」，「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
- 二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
- 三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については，鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域
- 四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については，当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 地域区分の内訳は，以下のとおり。

岡山県全域	=	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	=	岡山地域，東備地域，倉敷地域，井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	=	新見地域，真庭地域，津山地域及び勝英地域
岡山地域	=	岡山市，瀬戸内市，玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
倉敷地域	=	倉敷市，総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）

3 休講の周知方法等

- 一 気象警報等が発表された場合は、速やかに休講の周知を行うものとし、この場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお、授業開始後に気象警報等が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中のものにあつては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。
- 二 前号にかかわらず、気象警報等の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmail、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。
- 三 気象警報等の発表後は、学生を学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

- II 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合は、教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

その場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

- III 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合

- 1 休講措置の対象とならない気象警報等（注1）や交通機関の運行休止その他これに準じる理由（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報等とは…

上記Iの対象となる気象警報等以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報等が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報等が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止その他これに準じる理由とは…

気象現象、事故等により、交通機関が運行休止し通学が困難な場合（交通機関の運行休止が見込まれ、通学することにより帰宅が困難になる可能性がある場合、道路等が遮断され、自宅から大学又は駅等に行くことが困難な場合を含む。）をいう。

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休等）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。（なお、根拠書類が提出できない場合は、状況を説明した理由書を添付すること。）

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

IV 休講及び公欠の授業の取扱い

- 一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。
- 二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・ 忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。
- 2 公欠となる親族の範囲
 - 一 配偶者
 - 二 1親等（父母、子）
 - 三 2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）
- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀等のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、特別な理由がある場合は、次の第1号から第3号までに定める起算日に関わらず、葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。

 - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
 - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀等を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。
- 5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・感染症 【出席停止、公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

1 学生が、次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（※）

※ 「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。

本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、保健管理センター長の意見に基づき、教育担当理事が決定し、公示する。

2 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物

	質製剤による治療が終了するまで。 ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。 ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。 チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師が発行する罹患期間の記載された診断書（治癒証明書）（コピー可）とともに提出するものとする。ただし、インフルエンザに限り、発症日の記載された診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」の提出をもって、治癒証明書に代えることができる。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

3 休業の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

・裁判員制度 【準公欠】

- 1 学生が、裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）として職務に従事する場合に出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、遠隔の裁判所へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 - 一 裁判員候補者として裁判所へ出頭する選任手続期日
 - 二 裁判員として審理に従事する日
 - 三 裁判員として評議・評決に従事する日
 - 四 裁判員として判決の宣告に立ち会う日
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、裁判員としての職務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書とともに提出するものとする。ただし、選任手続期日に裁判所へ出頭し、裁判員に選任されなかった場合の準公欠の届出は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に、当日出頭したことの証明を受けたものを提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・その他証人、参考人等として官公署へ出頭する場合 【準公欠】

- 1 学生が、証人、参考人等として官公署へ出頭するために出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、その用務に要する日数とする。なお、遠隔の官公署へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、その用務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、官公署の発行する当該用務に従事した期間の証明書又はその事実を証明する文書等とともに提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

・骨髄移植のための骨髄液提供等 【準公欠】

- 1 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液提供等を行おうとする場合であって、財団法人 骨髄移植推進財団に対してドナー登録を行った後、ドナー候補者又はドナーとなり、骨髄液提供等に必要な入院等のために出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、入院等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 - 一 ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
 - 二 ドナー候補者として、骨髄液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
 - 三 ドナーとして、骨髄液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
 - 四 骨髄液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
 - 五 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
 - 六 骨髄液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
 - 七 骨髄液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
 - 八 その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、上記2に掲げる各期間の終了後、その都度、別紙様式5により、学生が所属する学部等の教務担当へ、財団法人 骨髄移植推進財団の発行する証明書とともに提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

災害ボランティア活動 【準公欠】

- 1 学生が、災害ボランティア活動に従事するために出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。
- 2 対象となる災害
準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。
- 3 保護者等の同意
災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。
- 4 ボランティア団体への所属及び保険への加入
当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいずれかのボランティア団体の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（NGO）又は特定非営利活動法人団体（NPO）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。
また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。
- 5 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。
- 6 準公欠の手続
準公欠の手続は、次のとおりとする。
 - ① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動届出書」及び別紙様式6-3「学生の災

害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。

- ② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
- ③ 当該学生は、指導教員等の確認を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。
- ④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
- ⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、別紙様式「災害ボランティア活動報告書」を、学部等の教務担当へ提出するものとする。
なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。
- ⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書等を確認した後、別紙様式6-3を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。

7 準公欠の授業の取扱い

準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

7. 岡山大学歯学部履修要領

1 授業科目

- (1) 本学部の授業科目は、全学共通科目、英語科目及び専門教育科目により編成されている。
- (2) 全学共通科目及び英語科目については歯学部規程の別表第1に、専門教育科目については別表第2に示すとおりである。
- (3) 1年間に登録できる単位は、全学共通科目、英語科目及び専門教育科目を合わせて50単位とし、全学共通科目の詳細については、別に示す。
- (4) 専門教育科目の授業科目は、全学交流科目、専門基礎科目及び専門科目により編成されており、必修及び選択である。
- (5) 岡山大学歯学部規程第14条に示す単位の計算方法について、岡山大学では通常、「50分授業14回履修」を「15時間の学修時間」とみなすこととしている。

2 授業時間割

- (1) 授業時間割、学生便覧等は、年度始めに配付する。
- (2) 授業時間割の変更等については、授業担当教員の指示又は掲示によりその都度通知する。

3 学部ガイダンス科目

歯科医療演習は、グループディスカッションやグループワークなどを通じ、歯科医療と各分野の取り組みについて学ぶ科目である。

4 歯科医療情報科学

医療情報処理入門は、歯学部で学んでいく上で必要な ICT (Information & Communication Technology) 技術を講義と実習を通して体得する科目である。

5 歯学の研究と医療を知る

- ① 早期見学実習は、専門科目として、1年次に配当され、医療人としての自覚を惹起させると共に、医療における歯科医学の位置づけ、内容を理解させる科目として開講されている。
- ② 歯科・歯学探求は、専門科目として、1年次に配当され、今後自らが関わる歯科・歯学における問題点について探求することで、より良い歯科・歯学を目指す向学心を養う科目として開講されている。
- ③ アーリーエクスポージャーは、選択科目として、1年次に配当され、歯科・歯学研究に触れる機会を設ける科目として開講されている。

6 総合科目自己を磨く

(1) 問題発見解決演習

- ① チュートリアルは、少人数グループ学習を通じて、自己学習能力、情報収集能力、情報の批判的吟味を習得する科目である。
- ② 医療コミュニケーション学演習は、講義と演習を通じて、患者や患者家族及び医療・介護従事者との良好な人間関係を構築できる知識、技術を習得する科目である。
- ③ EBMとプロフェSSIONナリズムへの覚醒は、少人数グループ学習を通じて、生涯教育に基礎となる職業倫理と臨床判断能力を習得する科目である。
- ④ 自己表現力演習は、文章構成力を高め、自分自身の考えを人に伝える力を養う科目である。
- ⑤ 多職種連携とチームワークは、他の医療系学部と連携し、講義及びグループワークを通じ、医療について広い視野を養う科目である。

(2) 歯学のまとめ

総合歯学演習は、既習の基礎から臨床までの幅広い項目について総合的に理解する。歯科医師国家試験に臨むにあたり、医療従事者としての基本的知識と歯学全般について再確認し、整理する科目である。

(3) 歯学の復習

- ① 歯学コア演習1は、共用試験に臨むにあたり、主に基礎系科目について知識を再確認し、整理する科目である。
- ② 歯学コア演習2は、共用試験に臨むにあたり、主に臨床系科目について知識を再確認し、整理する科目である。

(4) 健康長寿社会実現への取り組み

- ① 講義シリーズ1(生活習慣病と口腔)は、生活習慣病に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ② 講義シリーズ2(急性期医療)は、急性期医療に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ③ 講義シリーズ3(在宅介護医療)は、在宅介護に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ④ 介護施設を用いたPBL演習は、大学病院では経験することのできない、介護施設での臨床実習を経験し、総合医として地域社会で貢献できる歯科医師の育成を目的とした科目である。
- ⑤ 高度医療支援・周術期口腔機能管理実習は、医科歯科連携が必要とされる歯科医師の知識、技術を習得する実習である。
- ⑥ 在宅介護歯科医療実習は、大学病院では経験することのできない、在宅

介護現場での臨床実習を経験し、総合医として地域社会で貢献できる歯科医師の育成を目的とした科目である。

⑦ 死生学・認知症は、医療・在宅介護現場において、終末期及び認知症の患者に寄り添うための能力を養うことを目的とした科目である。

(5) 災害時の歯科医療

歯科法医学は、法医学的視点から取り扱う歯科医事法、歯科医療安全そして警察歯科活動を習得する科目である。

7 英語で学ぶ専門科目

① 自由研究演習（研究室配属）は、英語を利用して、各研究室の研究テーマについて実践し、リサーチマインドを涵養する目的で開講されている。

② 歯学国際交流演習（ODAPUS）は、海外の大学へ2ヶ月程度聴講生として留学し、国際性やコミュニケーション力を涵養する目的で開講されている。

8 特別科目

(1) 特別科目は、基礎科目及び臨床科目の学習に関連した専門的な分野について、主に非常勤講師の担当により授業が行われている。

(2) 特別科目の開講は、詳細な日程等が決定次第、その都度掲示により通知する。

(3) 特別科目の成績は、授業担当教員の判断により試験、レポート提出によるほか、授業の出席状況により判定することがある。

9 特別講義

(1) 特別講義は、通常の時間内で特別な内容についての講義を、本学部専任教員に代わって特別講師の担当により行われている。

(2) 特別講義の詳細な日程等については、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。

10 臨床実習

診療参加型臨床実習に先だって、臨床技能実習を岡山大学病院の各診療科等で実施する。その詳細な日程等は、実習開始前に実施する各オリエンテーションにおいて通知する。

(1) 臨床実習については、別途、臨床実習マニュアル、各診療科配当日程表等を配付する。

(2) 臨床技能実習及び診療参加型臨床実習については、休業期間中も実施することがある。

夏季休業期間中の診療参加型臨床実習は、前半と後半の2班に分け、その各診療科配当は臨床実習実施部会長から別途指示される。

1 1 欠席

- (1) 数日間の欠席の場合には、電話等の方法により、授業担当教員に直接連絡し、指示を受けること。
- (2) 連続して1週間以上欠席する場合には、所定の欠席届に理由書を添付して教務グループ歯学部担当へ届け出ること。
- (3) 臨床実習の欠席については、電話等の方法により、教務グループ歯学部担当へ届け出ること。

1 2 休講・補講

- (1) 休講及び補講については、各教員の指示によるほか、掲示等によりその都度通知する。
- (2) 鹿田祭については、5年次及び6年次を除き臨時休講とする。臨時休講は掲示等により公示する。

1 3 試験

- (1) 試験の実施方法は、定期試験、追試験、再試験等を含め筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出又はその他授業担当教員の適当と判断する方法により行われる。
- (2) 試験の詳細な日程等は、決定次第、授業担当教員の指示又は掲示等により通知する。
- (3) 疾病その他特別な理由により受験できなかった場合には、授業担当教員にその旨を申し出て追試験の指示を受けること。
- (4) その他、詳細については歯学部試験内規に準ずる。

1 4 成績

- (1) 筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出、授業の出席状況又はその授業担当教員の適当と判断する方法により判定する。
- (2) 成績の評価について
 - ① 通常の授業科目については、成績の評点は100点満点とし、次の評語を用いる。
A+ : 100~90点 A : 89~80点 B79~70点 C : 69~60点 F : 59~0
 - ② 前記評語で評価しがたい授業科目、複数の分野にわたり開講する授業科目及び臨床実習については、修了、認定又は不可の評語を用いることがある。
 - ③ A+・A・B・C・修了・認定を合格とし、F・不可を不合格とする。

評語	評点	基準
A+	90~100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80~89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。

B	70～79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59点	到達目標を達成していない。

- (3) 専門教育科目における成績評価に関する異議申立等については、別に定める。
- 1.5 進級及び留年
- (1) 進級の認定は、各学年修了時（第5年次は第2学期修了時）に行い、その結果を掲示により通知する。
- (2) 別表第1に示す全学共通科目及び英語科目（選択英語を除く）については、歯学部卒業要件に必要な単位を2年次までに修得しなければ、3年次に進級することができない。
また、英語科目の選択英語については、歯学部卒業要件単位に必要な単位を3年次修了時までまでに修得しなければ、4年次に進級することができない。
- (3) 別表第2に示す専門教育科目については、各年次に配当された授業科目を年次ごと履修することになるが、5年次を除き、第4学期までに配当された専門教育科目の必修科目全ての単位を修得しなければ、進級することはできない。
5年次の第2学期までに配当された専門教育科目の必修科目全ての単位を取得し、厚生労働省が定める共用試験（Computer Based Testing; CBT、及びPre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination; Pre-CC OSCE）に合格しなければ、診療参加型臨床実習を受けることができない。
また、診療参加型臨床実習期間内に歯学生共用試験（Post Clinical Clerkship-Performance Examination; Post-CC PX）に合格しなければ、診療参加型臨床実習を修了することができない。
- (4) 病気その他やむを得ない事由もなく、(1)～(3)の規定により同一学年での在学期間が3年を超える者には、退学を勧告することがある。

附 則

- 1 この履修要領は、平成7年度の入学者から適用する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成11年度の入学者から適用する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 13 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 12 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 14 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 13 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 15 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 17 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 20 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 21 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 22 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 28 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 29 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 28 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この履修要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この履修要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

8. 岡山大学歯学部専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項

平成27年10月14日

歯学部長 裁定

改正 令和7年2月18日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学歯学部の学生が、当該学生が履修した専門教育科目に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

ただし、全学交流科目に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続きについては、別に定める。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の専門教育科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、歯学部長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、歯学部専門教育科目の成績評価についての異議申立書(別紙様式1。以下「異議申立書」という。)を大学院医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ歯学部担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として8日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、歯学部長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、歯学部専門教育科目の成績評価についての異議申立に係る回答書(別紙様式2。以下「回答書」という。)により、歯学部長へ回答する。
- 5 歯学部長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 歯学部長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の要項にかかわらず、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

9. 岡山大学歯学部大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せ

(平成19年6月12日開催 教授会承認)
(平成23年2月14日開催 教授会承認)
(平成25年1月15日開催 教授会承認)
(平成28年2月8日開催 教授会承認)
(平成29年3月13日開催 教授会承認)
(平成31年3月18日開催 教授会承認)
(令和2年3月9日開催 教授会承認)
(令和4年3月14日開催 教授会承認)
(令和7年2月18日開催 教授会承認)

歯学部規程第17条に定める入学前の既修得単位の認定は、次の基準による。

I 全学共通科目

認定できる授業科目の区分及び認定単位は次のとおりとする。

ただし、第2年次編入学（学士入学）者については、11単位を認定する。

(1) 課題探求

認定することがある。

(2) 情報・数理データサイエンス

情報教育科目 認定することがある。

数理データサイエンス科目 認定することがある。

(3) 健康・スポーツ科学

健康・スポーツ科学科目 認定することがある。

スポーツ演習科目 認定しない。

(4) 市民性と異文化理解

実践知科目 認定することがある。

芸術知科目 認定することがある。

市民性教育科目 認定することがある。

言語文化科目 認定することがある。

〔初修外国語〕

1つの外国語で、単位の計算方法が講義扱いとなる授業を、4単位（演習扱いの場合は2単位）以上修得しているときは、それぞれの外国語の初級2単位を認定する。

II 英語科目

認定できる授業科目の区分及び認定単位は次のとおりとする。

ただし、第2年次編入学（学士入学）者については、必修科目8単位を認定する。

(1) 必修英語

単位の計算方法が講義扱いとなる授業を、8単位（演習扱いの場合は4単位）

以上修得しているときは、下記授業科目の中から選択し、4単位を認定する。

- ①コミュニケーション英語 (S&L)
- ②コミュニケーション英語 (R&W)
- ③アカデミック英語 (プレゼンテーション)
- ④アカデミック英語 (ライティング)

- (2) 選択英語
認定しない。

III 専門教育科目

- (1) 全学交流科目
認定することがある。
ただし、第2年次編入学（学士入学）者については、4単位を認定する。
- (2) 専門基礎科目
認定しない。
- (3) 専門科目
認定しない。
ただし、本学部科目等履修生及び他学部学生であったときに修得した本学部専門教育科目の単位については、認定することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月13日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正後の大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月13日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年2月15日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の大学卒業生・中退者の単位認定

に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、改正後の大学卒業者・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

10. 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」について

本学では、学部ごとに用意している「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を履修し単位を取得することにより、数理・データサイエンス AI 教育プログラムの「リテラシーレベル」・「応用基礎レベル」を修了できます。

全学必修科目である「数理・データサイエンスの基礎」を修得することで、「リテラシーレベル」を修了できます。

これに加えて、歯学部では、下表の授業科目を修得することで、「応用基礎レベル」を修了できます。修了した学生は、卒業時に修了証を発行することができます。

※「リテラシーレベル」を修了した学生には、「リテラシーレベル」修了の証明書を発行します。さらに、「応用基礎レベル」を修了した学生には、「リテラシーレベル」を含め2種類の証明書を発行します。

【カリキュラム（歯学部）】

必修・選択区分	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	数理・データサイエンスの基礎	全学共通科目	1	1
	数理・データサイエンスの基礎演習A		1	1
	データ表現とアルゴリズム		1	1
	統計学の基礎		1	1
	医療情報処理入門	専門教育科目	1	1
必要修得単位数の合計				5

11. 一般周知事項

1 学生への連絡について

大学からの連絡事項は、原則として歯学部棟4階ホールに設置する掲示板、またはG-mailおよびMoodleにより行うので、1日1回は必ず確認してください。

なお、一度掲示した事項は、学生に周知されたものとして取り扱い、掲示板等を確認しなかったという理由で責任を免れることはできませんので、注意してください。

2 各種証明書等について

学割証・在学証明書等の各種証明書の発行は、以下に設置する証明書発行機を利用してください。

(鹿田地区)

歯学部棟 5F 歯学部事務室 (利用時間：平日8:30～17:15)

(津島地区)

一般教育棟A棟1Fロビー (利用時間：平日8:30～18:00)

証明書の厳封が必要な場合は、発行機により発行の上、教務グループ歯学部担当まで申し出てください。

なお、パスワードは厳重に管理し、忘れた場合は、情報統括センターに学生証を持参の上、申し出てください。

3 願出、届出について

休学、退学等は、所定の様式により願い出てください。

一週間以上連続して欠席するときは、教務グループ歯学部担当へ欠席届を提出してください(病気の場合は医師の診断書添付)。

戸籍事項、保証人、連帯保証人の住所等に異動があったときは、教務グループ歯学部担当へ速やかに届け出てください。

校友会(歯学部)サークルが学外において行事を行うときは、あらかじめ所定の様式により歯学部長へ届け出てください。

4 奨学金について

日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金、民間団体奨学金等の募集に関することは、大学HP、掲示板、G-mailおよびMoodleに注意し、必要な手続きを行ってください。

5 授業料について

代り納付手続者及び口座振替手続者は、大学の指定する振替日の前日までに指定口座に入金を行っておいってください。振込希望者は、大学から送付する振込用紙により指定する期限までに最寄りの金融機関から振込んでください。指定された期限内に納付せず、本人又は保証人に督促がなされた後なお納付しないときは、学則により除籍されます。

なお、授業料免除を希望する場合は、大学HP、掲示板、G-mailおよびMoodleに注意し、必要な手続きを行ってください。

6 学研災および学研災付帯学生生活総合保険について

入学時に加入を依頼している学研災および学研災付帯学生生活総合保険に必ず加入してください。(加入していない場合、授業ならびに実習を受講できないことがあります。)

7 健康管理について

入学後は、本学で行う定期健康診断を必ず受診してください。
なお、健康診断未受診の場合、実習等を履修することが出来ない場合があります。
また、学生生活や修学等について相談したいことがある場合は、顧問教員、教務グループ
歯学部担当、保健管理センター及び学生支援センター等へ気軽にお越しください。

8 白衣・学生名札について

実習時は、白衣を着用し、名札をつけてください。
白衣着用のまま学外へ出ることは厳禁です。
臨床実習用の名札は、臨床実習開始前に配付します。
歯学部棟では、名札（学生証）を着用してください。

9 学生用ロッカーについて

実習等で必要な教材・器具等を保管するために、学生用ロッカーを貸与する場合があります。
ロッカーは、当番を決めて清掃を行い、常に整理・整頓に心がけてください。
なお、卒業又は退学時にはロッカー内を清掃し、鍵を返却してください。

10 本学部講義室等利用の上での注意事項

講義室等の使用、集会又は掲示の必要が生じたときは、教務グループ歯学部担当に願出
てください。

講義室等を使用するときは、火災・盗難の予防及び備え付けの器具等の保全に留意し、室
内は常に整理・整頓に心がけてください。

講義室等は、当番を決めて清掃を行ってください。

なお、キャンパス敷地内は全面禁煙です。

11 その他

・学外からの呼出しについて

学外からの呼出しには応じません。また、学生の住所その他の個人情報は、学外者及び
一般学生等には知らせないので、必要な方にはよく連絡しておいてください。

・郵便物について

サークル等宛……………4階学生ホールのリターボックスに配付するので、サークル代表者
等は随時確認し持ち帰ってください。

その 他 宛……………G-mail 等により配付します。

※個人宛ての郵便物については、取り扱いませんのでご注意ください。

・実習器具の貸与について

大学より貸与される器具は、別紙のとおりです。配付・回収は、教員の指示または掲示
により通知しますが、退学時は教務グループ歯学部担当へ返却してください。

実習器具を破損し、使用不能となった場合は、実習器具交換願と破損器具を提出し交換
して下さい。学生の責による器具の紛失時は、各自又はグループ等が自費により同一メー
カー同規格の器具を現物弁償しなければいけません。

なお、別紙以外の器具については、関係教育研究分野、学生技工室の指示を受けてくだ
さい。

4, 5年次実習器具貸与一覧表

番号	品名	規格	数量
1	エバンス彫刻刀	YDM エバン	1
2	石膏ヘラ (石膏スパチュラ タイプ2 コキ付)	JM 樹脂柄 (YDM)	1
3	技工ノギス	YDM	1
4	石膏刀	JM コキ付きA型 (YDM)	1
5	プラスチックボール	JM L (青色)	1
6	ワックススパチュラ (小)	YDM # 1	1
7	ワックススパチュラ (大)	YDM # 3 1	1
8	技工用ピンセット	YDM 直	1
9	セメントスパチュラ 両顎	YDM # 1	1
10	デンタルボックス		1
11	ミラートップ	JM 4 P	1
	ミラーハンドル	YDM YS型	1
12	デンタルピンセット	YDM # 1 8	1
13	エキスポローラー (有鉤)	YDM # 5	1
14	エキスポローラー (無鉤)	YDM # 8	1
15	エキスカパー 丸柄	YDM # 2	1
16	錬成充填器	YDM # 1 3	1
17	ステンレスバット	JM 石川	1
18	マジックベースタンド	JM エンジン用	1
20	ガラス練板	JM 150×75×15	1
21	レジン充填形成器 TANC	YDM # 2	1
25	技工プライヤー	YDM ピーツ # 1 1 8	1
28	STリング	JM M	1
30	円錐台	JM M	1
31	網トレー	YDM A・上顎用	1
	網トレー	YDM A・下顎用	1
32	オストロンモールド	GC	1
33	トレーレジン混和器	松風	1
34	トレーレジンスパチュラ	松風	1
35	咬合紙ホルダー	YDM M型	1
36	パイル用皿	松風	1
37	ダッピンググラス	JM 緑	1
38	ダッピンググラス	JM 青	1
40	アクリル混和器	GC	1
56	ワイヤーカッター	YDM 新型 (YS-601)	1
57	プライヤー (ヤング)	YDM ヤング # R 7 4	1
58	プライヤー (河辺)	YDM 溝型	1
65	プライヤー (ホー)	YDM ホー (ND-502L)	1
71	金冠バサミ	YDM # 2 1 1 (曲)	1
72	アルジネートスパチュラ	YDM コキ付き	1

5. 6年次実習器具貸与一覧表

番号	品名	規格	数量
1	エバンス彫刻刀	YDM エバン	1
2	石膏ヘラ (石膏スパチュラ タイプ2 コキ付)	JM樹脂柄 (YDM)	1
3	技工ノギス	YDM	1
4	石膏刀	JM コキ付きA型 (YDM)	1
5	プラスチックボール	JM L (青色)	1
6	ワックスパチュラ (小)	YDM # 1	1
7	ワックスパチュラ (大)	YDM # 3 1	1
10	デンタルボックス		1
25	技工プライヤー	YDM ピーツ# 1 1 8	1
26	ユニティ咬合器	YDM	1
36	パイル皿	松風	1
37	ダッピンググラス	JM 緑	1
57	プライヤー (ヤング)	YDM ヤングR # 7 4	1
58	プライヤー (河辺)	YDM 溝型	1
74	ダッピンググラス	JM 茶	1
79	南加大式咬合器	山八	1

修学に必要な主な費用(授業料、教科書代は除く)について

購入時期	分野	金額			
1年次 6月	口腔形態学	7,500 円	1年次	計	7,500 円
2年次 4月	口腔形態学	1,500 円	2年次	計	1,500 円
3年次 4月	口腔病理学	1,500 円	3年次	計	13,400 円
3年次11月	口腔機能解剖学	11,900 円			
4年次 6月	歯科保存学	50,000 円	4年次	計	166,000 円
	咬合・有床義歯補綴学	50,000 円			
4年次 9月	インプラント再生補綴学	50,000 円			
4年次10月	口腔顎顔面外科学	4,000 円			
4年次12月	歯科保存修復学	12,000 円			
5年次 4月	咬合・有床義歯補綴学	8,000 円	5年次	計	177,500 円
	歯周病態学	18,000 円			
5年次 6月	小児歯科学	35,000 円			
	歯科矯正学	35,000 円			
	インプラント再生補綴学	38,000 円			
5年次 7月	共用試験受験料	38,000 円			
5年次 2月	歯周病態学	5,500 円			
6年次 7月	歯周病態学	1,500 円	6年次	計	31,500 円
6年次 9月	臨床能力試験受験料	30,000 円			

総額 397,400 円

(注) 令和7年度概算。年度によって、変更することもあります。

(注) 実習に必要な材料費等消耗品も含まれています。

〈その他〉ノートパソコン等

岡山大学では、令和3年度学部新入学生からノートパソコンの必携化を実施しております。詳しくは学務企画課からのお知らせに歯学部からの追加要件も含めて掲載されていますので、ご確認ください。

《受験心得》

歯学部専門教育科目の受験にあたっては、次の各事項に留意してください。

- ① 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- ② 監督者が指定した座席において受験すること。
- ③ 受験中、机の上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下もしくは手の届かない場所に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- ④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、オーディオプレーヤー等の電子機器類は、必ず電源を切っておくこと。ただし、監督者が受験中に使用を許可する電子機器類は除く。
- ⑤ 解答用紙には、学生番号、氏名等の必要事項を必ず記入すること。
学生番号及び氏名の記入をしていない答案は、採点されない場合がある。
- ⑥ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑦ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ⑧ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。
なお、試験において不正行為を行った、不正行為を行おうとした、または不正行為を幫助した者に対しては、学則第58条（懲戒）により厳重な懲戒処分を行う。
試験による不正行為は次のとおりである。ここで、試験時間中とは、回答の開始から答案の提出までをいう（以下「試験時間中」という。）。
 - 1) 代理（替玉）受験をしたり、させたりすること。
 - 2) 試験時間中に、使用が許可されていないノート及び参考書等並びに電子機器類その他試験問題の参考となり得る物品を参照すること又は使用すること。
 - 3) 試験時間中に、言語、動作又は電子機器等により他人に教示すること又は教示を受けて解答に利用すること。
 - 4) 答案を交換すること。
 - 5) 試験時間中に、他の学生の答案をのぞき見すること。
 - 6) 試験時間中に、使用が許可されたノート及び参考書等並びに電子機器類を賃借すること。

- 7) 監督者の注意又は指示に従わないこと。
- 8) レポートにおいて、剽窃、改ざん及び捏造などを行うこと。
- 9) その他、試験の公正な実施を妨げる行為を行うこと。

また、不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修している全ての授業科目（学期をまたがって履修する授業科目を含む）の単位は認定しない。

令和6年2月

歯 学 部 長

12. 歯科医師国家試験

- 1 歯科医師国家試験受験資格及び歯科医師免許については、歯科医師法に規定されているように、学業面において所定の課程を修めることのほかに、生活面での慎重な行動が必要です。
- 2 歯科医師国家試験の詳細は官報により公示されますが、本学においても掲示にて別途通知します。

【参考】歯科医師法（抜粋）

第1章 総則

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免許

第2条 歯科医師にならうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第3条 未成年者には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第5条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

第6条 免許は、歯科医師国家試験に合格した者の申請により、歯科医籍に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。

第3章 試験

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上に必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第10条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

第3章の2 臨床研修

第16条の2 診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学もしくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

第4章 業務

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第17条の2 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

13. 教員名簿

●教育研究分野(教授・准教授)

教育研究分野等	職名	氏名	階	内線番号
口腔形態学	教授	岡村 裕彦	9階	6630
	准教授	池亀 美華	9階	6631
口腔機能解剖学	教授	沢 禎彦	9階	6635
	准教授	寺町 順平	9階	6636
口腔生理学	教授	吉田 竜介	9階	6640
	准教授	美藤 純弘	9階	6642
口腔生化学	教授	久保田 聡	10階	6645
	准教授	西田 崇	10階	6646
口腔病理学	教授	長塚 仁	6階	6650
	准教授	中野 敬介	6階	6651
口腔微生物学	教授	大原 直也	9階	6655
	准教授	中山 真彰	9階	6657
菌科薬理学	教授	岡元 邦彰	9階	6660
	准教授	江口 傑徳	9階	6661
生体材料学	教授	松本 卓也	融合棟 7階	6665
先端国際情報歯学	教授	HARA EMILIO SATOSHI	5階	6957

教育研究分野等	職名	氏名	階	内線番号
歯科保存学	教授	鈴木 茂樹	8階	6670
	准教授	大原 直子	8階	6671
歯周病態学	教授	高柴 正悟	7階	6675
	准教授	大森 一弘	7階	6676
インプラント再生補綴学	教授	窪木 拓男	8階	6680
	准教授	大野 充昭	8階	6681
咬合・有床義歯補綴学	教授	秋山 謙太郎	8階	6685
	准教授	原 哲也	8階	6686
歯科矯正学	教授	上岡 寛	7階	6686
	准教授	井澤 俊	7階	6692
顎口腔再建外科学	教授	[未定]		
	准教授	天野 克比古	6階	6698
口腔顎顔面外科学	教授	伊原木 聰一郎	6階	6700
	准教授	國定 勇希	6階	6702
歯科放射線学	教授	柳 文修	6階	6705
	准教授	河津 俊幸	6階	6706
予防歯科学	教授	江國 大輔	7階	6710
	准教授	丸山 貴之	7階	6713
小児歯科学	教授	仲野 道代	7階	6715
	准教授	仲 周平	7階	6716
歯科麻酔・特別支援歯科学	教授	宮脇 卓也	8階	6720
総合歯科学	教授	山本 直史	8階	7018

●歯科診療科等(岡山大学病院 診療科長・部門長等)

診 療 科	職 名	氏 名	階	内線番号
歯科 保存歯科部門	部 門 長	鈴 木 茂 樹	8階	6670
	副 部 門 長	大 原 直 子	8階	6671
歯科 歯周科部門	部 門 長	高 柴 正 悟	7階	6675
	副 部 門 長	大 森 一 弘	7階	6676
歯科 口腔インプラント科部門	部 門 長	窪 木 拓 男	8階	6680
	副 部 門 長	大 野 充 昭	8階	6681
歯科 補綴歯科部門	部 門 長	秋 山 謙 太 郎	8階	6685
	副 部 門 長	原 哲 也	8階	6686
矯正歯科	診 療 科 長	上 岡 寛	7階	6690
	副 診 療 科 長	井 澤 俊	7階	6692
口腔外科 顎口腔再建外科部門	部 門 長	[未 定]		
	副 部 門 長	天 野 克 比 古	6階	6698
口腔外科 口腔顎顔面外科部門	部 門 長	伊 原 木 聰 一 郎	6階	6700
	副 部 門 長	國 定 勇 希	6階	6702
歯科 歯科放射線科部門	部 門 長	柳 文 修	6階	6705
	副 部 門 長	河 津 俊 幸	6階	6706
歯科 予防歯科部門	部 門 長	江 國 大 輔	7階	6710
	副 部 門 長	丸 山 貴 之	7階	6713

診 療 科	職 名	氏 名	階	内線番号
小児歯科	診療科長	仲野 道代	7階	6715
	副診療科長	仲 周 平	7階	6716
歯科 歯科麻酔科部門	部 門 長	宮 脇 卓 也	8階	6720
	副 部 門 長	樋 口 仁	8階	6721
歯科 総合歯科部門	部 門 長	山 本 直 史	8階	7018
	副 部 門 長	白 井 肇	1階	6751
スペシャルニーズ 歯科センター	センター長 (教授)	江 草 正 彦	7階	6823
	副センター長	前 川 享 子	7階	6823
医療支援歯科治療部	部 長	曾 我 賢 彦	8階	6588
	副 部 長	松 崎 久 美 子	8階	6588
総合診断室 (予診 室)	室 長	柳 文 修	1階	6816
	副 室 長	吉 田 沙 織	1階	6816

14. 顧問教員

歯 学 部 長 上 岡 寛

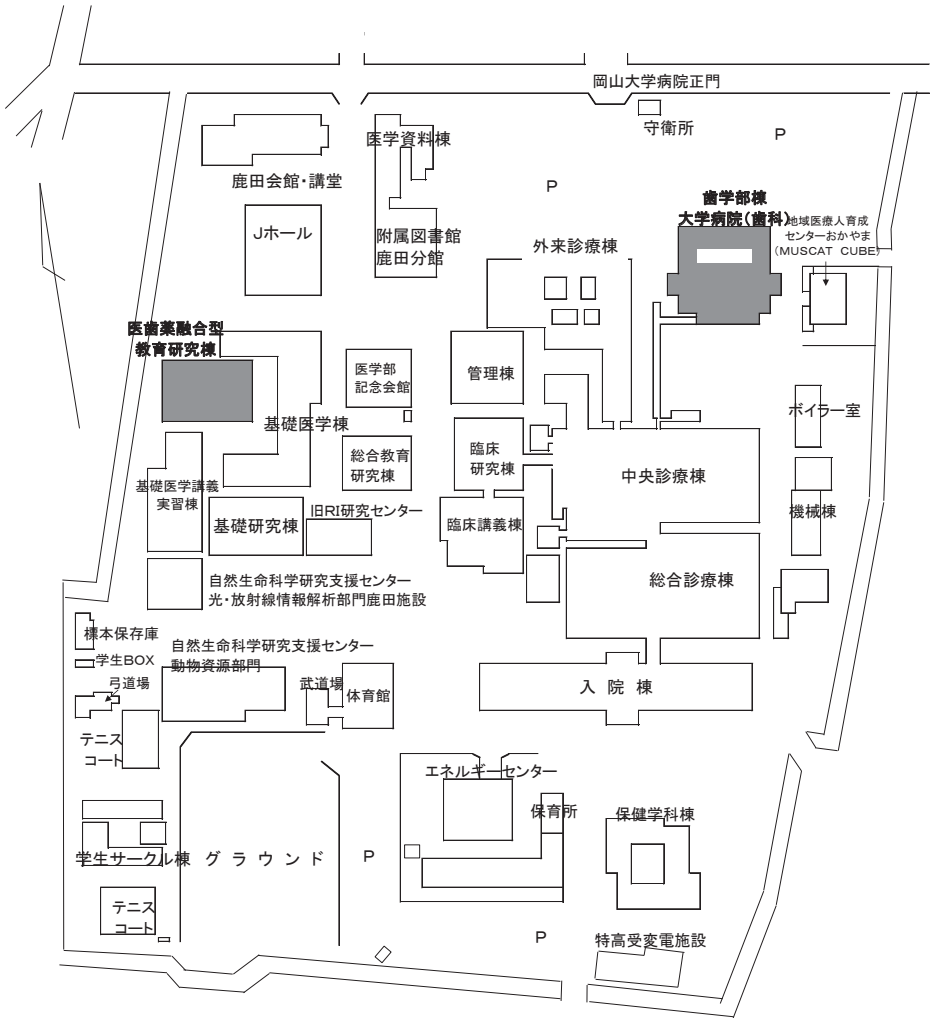
入学年度	学籍番号	氏 名	主任・副主任
2012 (H24)	1 ～ 26	仲 野 道 代	
	27 ～ 53		
2014 (H26)	1 ～ 26	上 岡 寛	
	27 ～ 48		
2016 (H28)	1 ～ 26	吉 田 竜 介	
	27 ～ 53		
2019 (R1)	1 ～ 26	岡 元 邦 彰	
	27 ～ 53	仲 野 道 代	
2020 (R2)	1 ～ 26	沢 禎 彦	
	27 ～	柳 文 修	
2021 (R3)	1 ～ 26	大 原 直 也	6年次
	27 ～	吉 田 竜 介	
2022 (R4)	1 ～ 26	上 岡 寛	5年次
	27 ～	松 本 卓 也	
2023 (R5)	1 ～ 26	岡 村 裕 彦	4年次
	27 ～	岡 元 邦 彰	
2024 (R6)	1 ～ 26	山 本 直 史	3年次
	27 ～	仲 野 道 代	
2025 (R7)	1 ～ 26	伊 原 木 聰 一 郎	2年次
	27 ～	江 國 大 輔	
2026 (R8)	1 ～ 26	秋 山 謙 太 郎	1年次
	27 ～	吉 田 竜 介	

※同じ入学年度を担当する顧問教員は片方の副顧問教員となる。

留学生アドバイザー

入学年度	氏 名
2026 (R8)	美 藤 純 弘

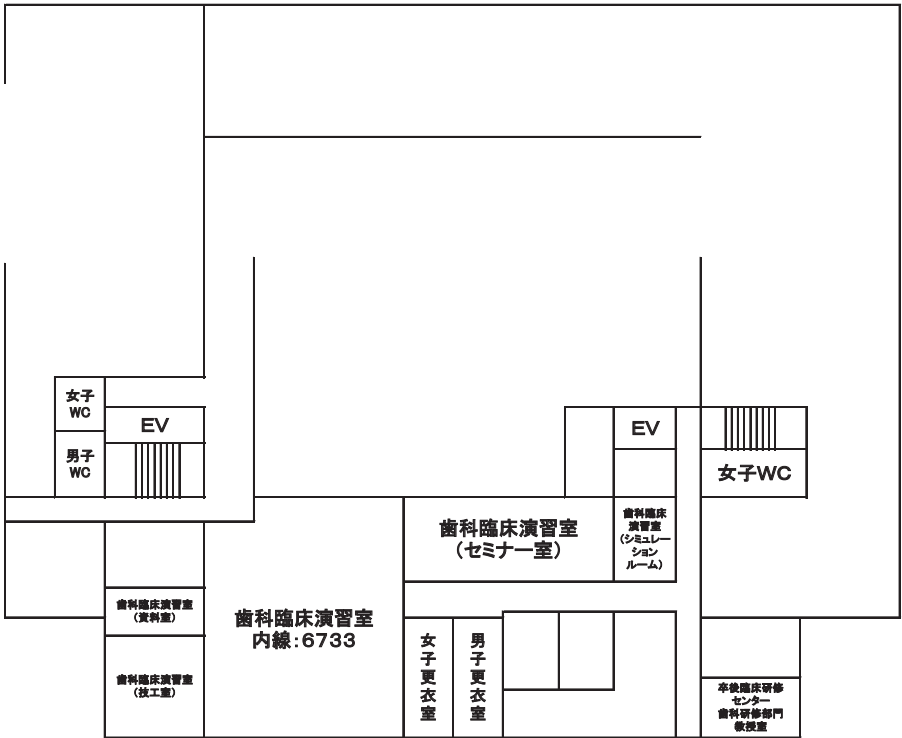
15. 鹿田地区建物配置図



16. 講義室等平面図

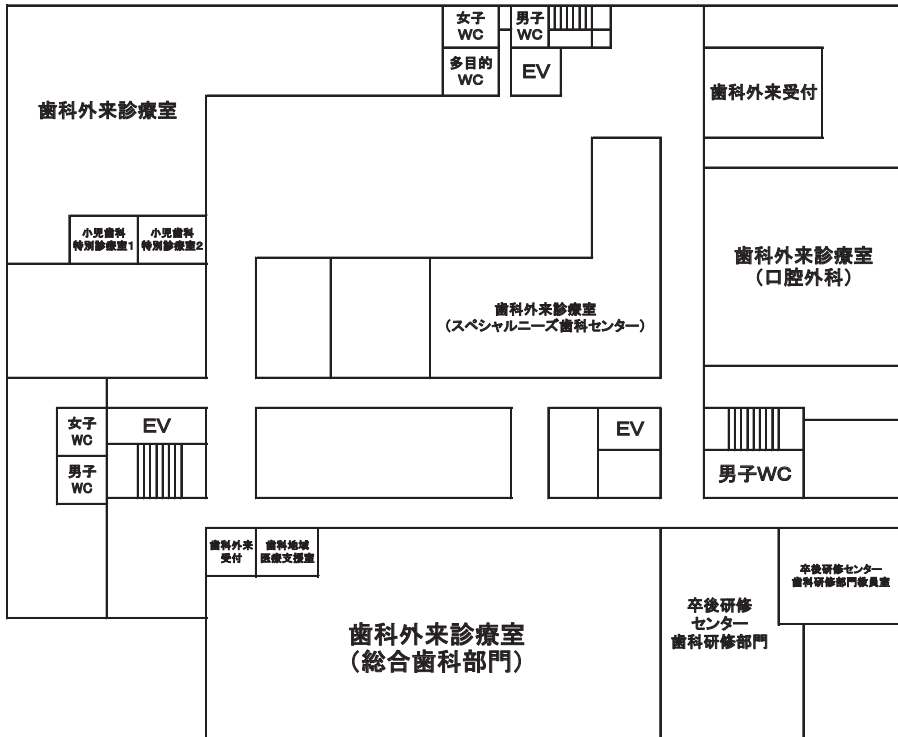


歯学部棟 地階



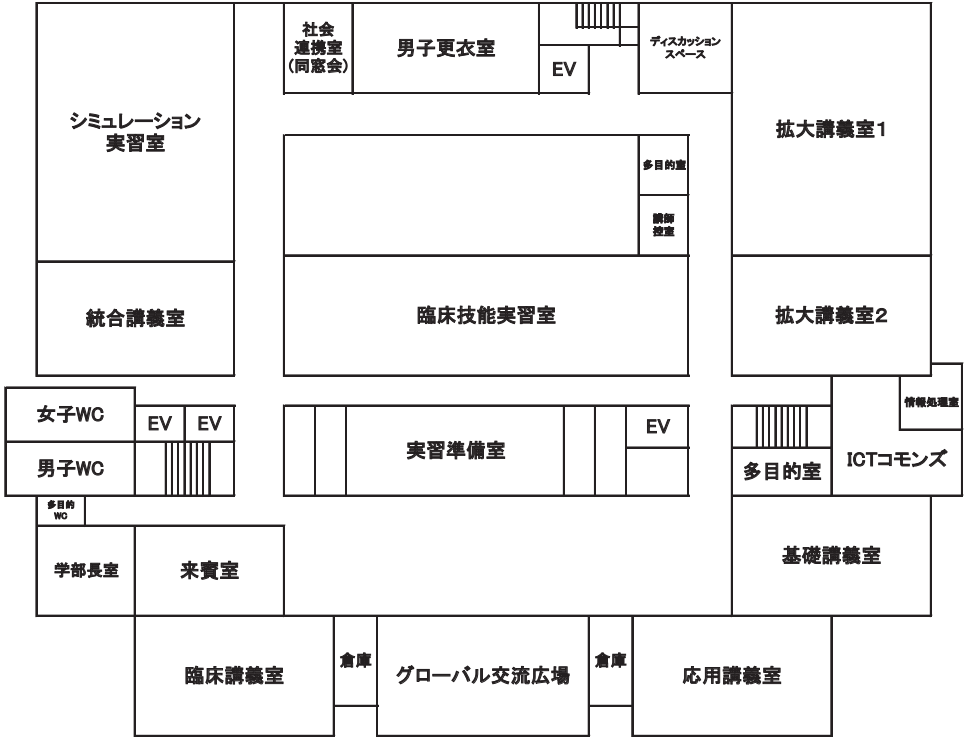


1階

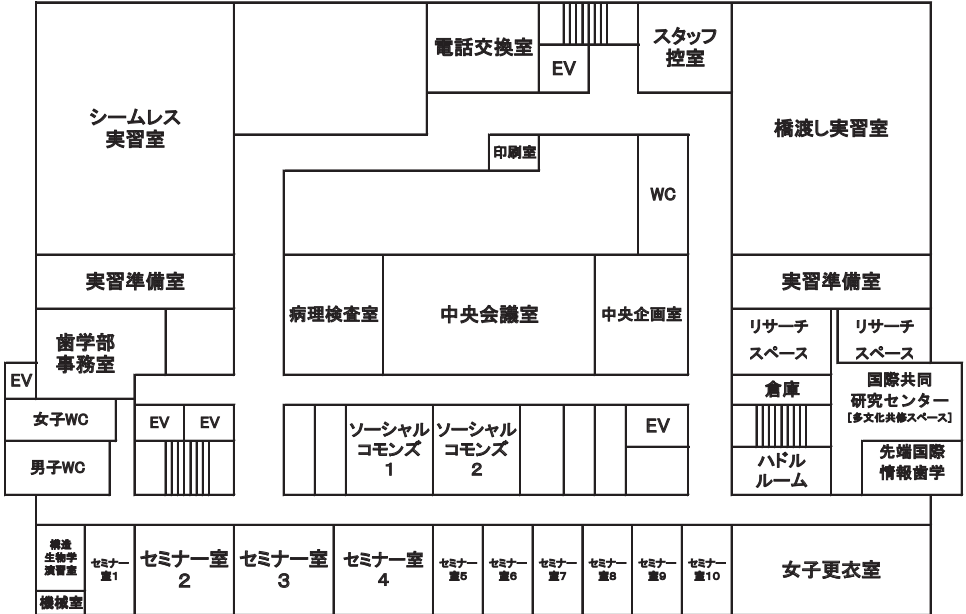




4階



5階



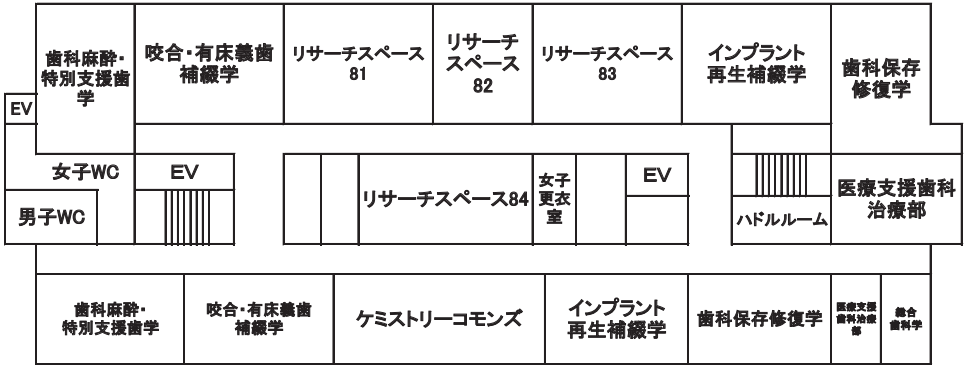
6階



7階



8階



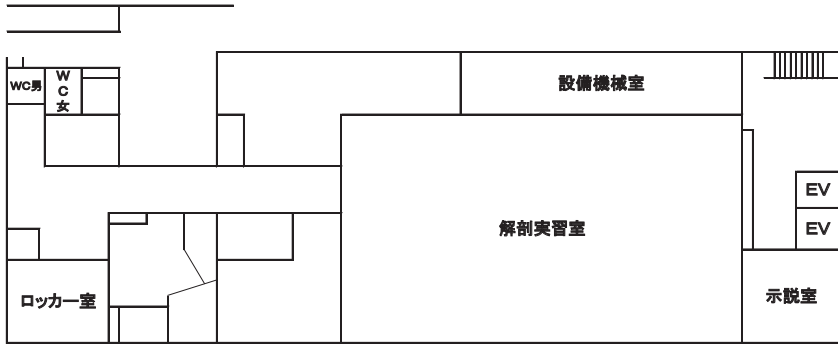
9階



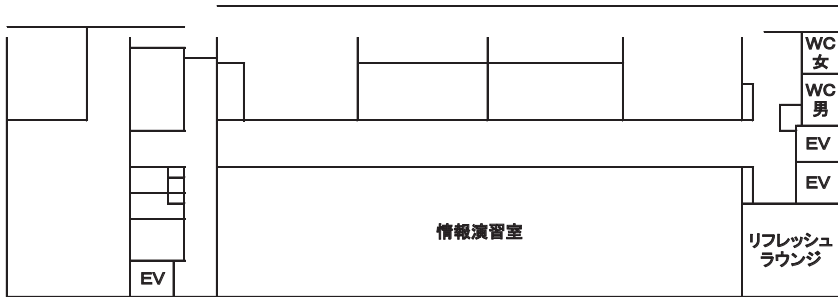
10階



医歯薬融合型教育研究棟 1階



2階



7階

